

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は令和7年1月31日現在で113,278人である。年齢3区分別の人口構成比は年少人口（0～14歳）が約11.8%（13,422人）、生産年齢人口（15～64歳）が約64.2%（72,774人）、高齢人口（65歳以上）が約23.9%（27,082人）となっており、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、今後、高齢者のうち前期高齢者（65～74歳）は減少するものの、後期高齢者（75歳以上）は増加することが予想される。

本市の産業構造としては、令和3年経済センサス活動調査結果報告書によると、卸売業・小売業が約24.4%、宿泊業・飲食サービス業が約12.1%、不動産業・物品賃貸業が約10.9%、生活関連サービス業・娯楽業が約10.7%、医療・福祉が10.5%、建設業が9.8%などとなっている。

同調査では、市内の民営事業所数は2,863事業所となり、平成28年経済センサス活動調査結果報告書と比較し、60事業所減少しており、市内事業者の厳しい経営環境が窺える。

当市は富士見市産業振興条例に基づき、地域経済の活性化を図るため、事業者の経営基盤安定への支援やその他地域経済の活性化のために必要な施策等を実施し、産業の各分野における成長等に向け取り組むこととしている。

今後は、当市の中小企業者が少子高齢化や人手不足、企業間競争等の厳しい事業環境を乗り越えるため、現在の取組に加え、中小企業者の事業課題となっている設備年齢の高い設備を生産性の高いものに更新し、労働生産性をさらに向上させることによって長期の事業継続を可能とすることが、当市の健全な産業構造の維持、地域経済の活性化に必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するために、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針で定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画は富士見市全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画は全業種を対象とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

認定した先端設備等導入計画の達成状況を確認するため、進捗状況についての調査を実施する場合がある。

健全な地域経済の発展に配慮するため、以下の者については先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業その他公序良俗を害する恐れのある事業を行う者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団に関係する者
- ・ 市税（富士見市税条例第3条第1号から第3号までに規定する税及び富士見市都市計画税条例第1条に規定する都市計画税をいう。）を滞納している者

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。